

# 新興国の知財データの活用

東京大学政策ビジョン研究センター教授 **渡部 俊也**

## PROFILE

民間企業を経て 1998 年より東京大学教授。東京理科大知財専門職大学院客員教授、日本知財学会理事副会長などを兼任。

東京大学政策ビジョン研究センター／株式会社三菱総合研究所 **小林 徹**

## PROFILE

2007 年より株式会社三菱総合研究所研究員。官公庁の知的財産政策、科学技術政策の立案支援を担当。2009 年より東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員（兼任）。知的財産権制度の計量経済分析を専門とする。研究対象分野は、意匠制度、標準化と知的財産権の交錯領域、新興国における知的財産マネジメント。

株式会社三菱総合研究所 **瀬川 友史**

## PROFILE

2006 年より株式会社三菱総合研究所研究員。民間企業の事業戦略・技術戦略コンサルティング、官公庁のイノベーション政策に関する調査に携わる。2009 年～2012 年、東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員（兼任）。専門は、技術戦略、産業戦略、ロボット及びメカトロニクス。社団法人日本ロボット工業会 システムエンジニアリング部会 特別委員。

株式会社クボタ **李 聖浩**

## PROFILE

2008 年 10 月～2010 年 8 月 東京大学 工学系研究科 技術経営戦略専攻 修士。2010 年 10 月～2011 年 3 月 東京大学 先端科学技術研究センター 技術補佐員。2011 年 4 月より株式会社クボタ入社。農業機械総合事業部の田植機の機種担当。2012 年 10 月より東京大学 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 博士課程に入学。

## 1 はじめに

日本特許庁への特許等の出願が頭打ちになっている一方、新興国特許庁への出願は増加している。これは新興国市場の重要性が増していることに加えて、新興国においても知的財産制度の整備が一定程度進み、かつ新興国の内国人の知財活動もそれに伴って活発になってきていることも背景となっている。リーマンショック以降は、欧米からの国際出願は減少しているのに対して、日本からの新興国を含む国際出願は依然増加を続けていることは注目される。現在の日本企業の保有する知的財産においては、急速に外国、それも新興国における権利の比重が増していることを示している。そのような状況において、新興国における知的財産情報を分析評価することは、いくつかの観点から重要になる。具体的には、①先行文献としての新興国知財情報として、②新興国市場にお

ける競争戦略に関係した知財情報として、③潜在的連携相手である、新興国ローカル企業及び大学・研究機関の研究開発力を表す知財情報として、④新興国における知財訴訟リスクに関係する知財情報として、の4つの観点である。このうち、①の先行文献としての新興国知財権情報については、特許出願人の先行技術調査における必要性が高まっていることに加え、特許庁における審査の質にも影響を与えるとして、政府においても大きな課題と捉えられている。世界の特許文献のうち中国韓国の文献は 1996 年時点では 9%に過ぎなかったものが 2009 年の時点での全体の 39%を占めるようになってきているにもかかわらず、従来日本語および英語による先行文献を中心に調査を行ってきた機関が多いものと考えられることから、中国、韓国の特許文献に対する対策は、早急に行うべき課題として位置づけられた。対策としては、機械翻訳の活用や、和文抄録の提供などが特許庁によって検討されている（特許庁「国際知財戦略」2011 年 7

月発表)。

本稿では、新興国に進出する企業の戦略策定に必要な、②新興国市場における競争戦略に関係した知財情報、③新興国ローカル企業及び大学・研究機関の研究開発力を表す知財情報、④新興国における知財訴訟リスクに関係する知財情報、を中心に情報の分析例を紹介する。

## 2 新興国市場における競争戦略に寄与する知財情報の分析

図1、図2はマイクロソフトとIBMの保有する米国特許のファミリーに日本特許、欧州特許(ドイツ特許含む)、中国特許、韓国特許がどの程度含まれているかを

示したものである(対象は2000年~2010年に登録された特許、ファミリーはINPADOCファミリー)。この図から明らかなように、マイクロソフトは日本、中国、欧州、韓国を2003年以降、恒常的に同じように扱っているのに対して、IBMは中国特許をポートフォリオに組み込むことを重視しつつある傾向が見て取れる。

どの地域に出願するか判断だけでなく、どのような権利を取得しようとしているのかについても新興国では重要な情報となる。中国における無審査登録の実用新案制度は、従来日本企業はあまり重視していなかったが、正泰集团股份有限公司(Chint Group Corporation)が、2006年8月、フランスの大手電気設備具メーカーのシュナイダーエレクトリック社の中国における合弁会社

Patent Family's Share (Microsoft)

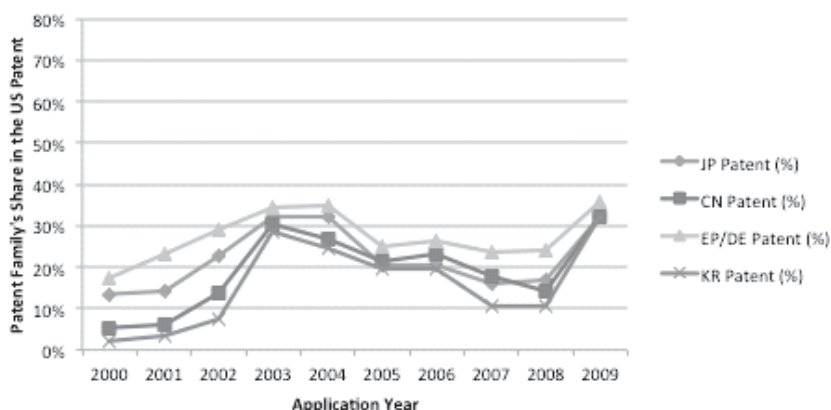


図1 マイクロソフトのпатентファミリー

Patent Family's Share (IBM)

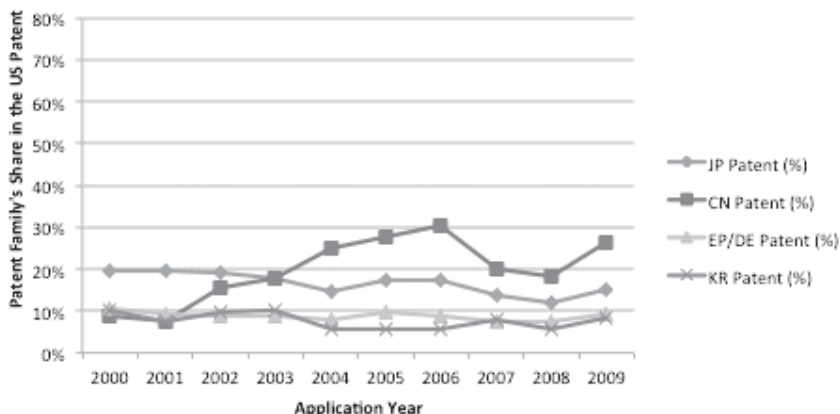


図2 IBMのпатентファミリー

である施耐德電気低圧（天津）有限公司を相手取り、同社が販売する小型ブレーカーが正泰集団の保有する実用新案権（CN97248479.5）を侵害しているとして、損害賠償および侵害行為の差止めを求め、浙江省温州市中级人民法院に提訴をした事件（シュナイダー事件）の一審において、3.3億元（約46億円）の損害賠償と侵害の差止めが命じられたことで注目されるようになった。

この中国の実用新案について各国の企業がどのように利用しているのかは興味深い。図3は、日本、欧米および中国の自動車メーカー各社が中国での実用新案をどの程度重視しているのかについて、調べたものである。

この分析では、特許、実用新案についてはRWSGroupが提供するPatBaseを用い、意匠については、中国知識産権局の公報データベースを利用した。この結果、中国民族系企業は実用新案制度を盛んに利用しているのに対して、日本企業の出願は極めて限定的であることが示されている。外国企業については、GMが2005年以降に実用新案の出願を試みていることがわかる。一方意匠出願については、ホンダ、トヨタなどが従来から出願を行っていることがわかる。

### 3 新興国ローカル企業及び大学・研究機関の研究開発力を表す知財情報の分析

近年、新興国の研究開発人材のレベルが向上しつつあることに加え、新興国市場への参入とマーケティングを容易にするメリットがあるとする考え方から、新興国における研究開発を重視する戦略的な取り組みが注目されており、中国やインド等に研究開発拠点を設置したり、新興国の大学や研究機関との連携を図る動向が盛んになっている。

例えば、IBMは米国以外に、日本、中国、インド、イスラエル、スイスに研究開発拠点を有しているが、これらの拠点での研究開発の成果がどこの市場で利用されることを前提としたものかについての情報は、特許出願情報にも現れる。ここでは、出願特許の発明者国籍からいずれの研究開発拠点によるものであるかを推測して、それらの特許がどこの国に出願されているのかを調査した。

図4はこのような方法でIBMにおける中国居住発明者含む特許の出願国の変化を示したものである。中国居住発明者含む特許については、2003年以降、日本へ

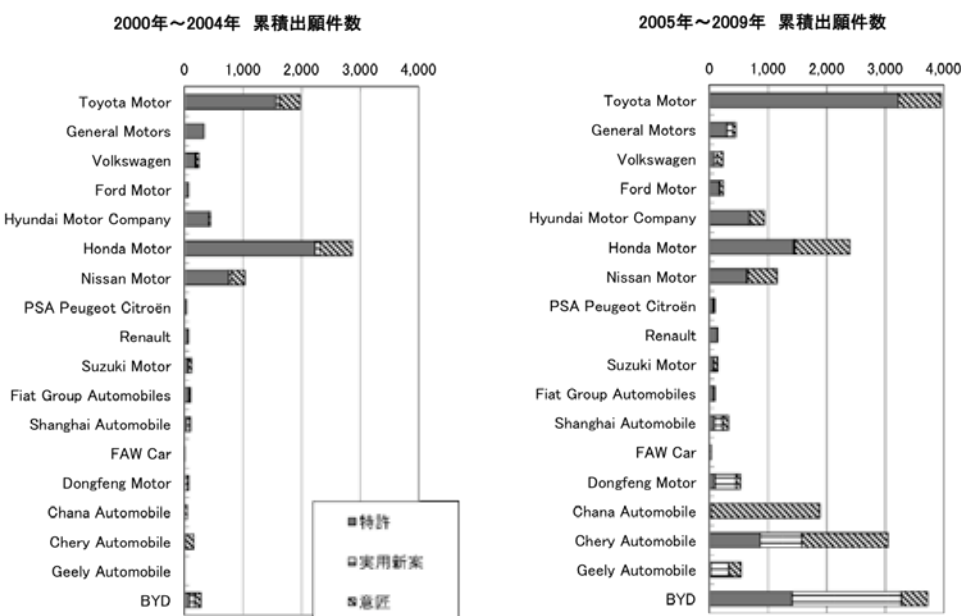


図3 自動車メーカーの中国知財出願

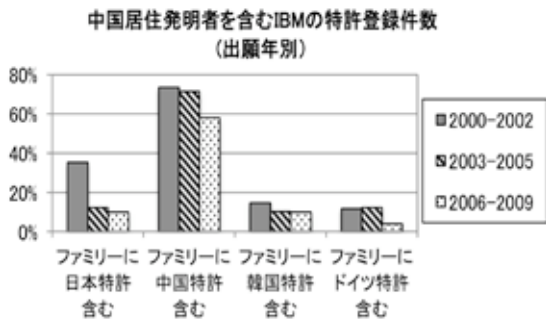


図4 IBMの中国籍発明者を含む特許

の出願は急減していることがわかる。中国における研究開発拠点における研究開発が、少なくとも日本市場向けのものではなく、おそらく新興国市場向けの研究開発に従事している可能性が高いことが推察できる。

ここまでは、特許庁の特許等出願権利化情報を利用した分析事例を示してきたが、以降新興国特有の知財関連公開情報を用いた分析の例を示す。

中国では特許等のライセンス契約は登録することが義務付けられており、その一部が中国特許庁のホームページ上で公開されている（専利実施許可合同備案）。公開されている様式については年度ごとに多少変化があるが、2010年の例では、表1に示すような様式で、専

利番号、発明の名称、ライセンサー（譲渡人）、ライセンシー（譲受人）、契約登録番号、ライセンス契約の種類などが公開されている。

ここでいう「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる。専利実施許可合同備案におけるライセンス契約の種類に関する公開項目としては、非独占の通常ライセンス契約（中国語で普通許可：ライセンサーと各ライセンシーが使用できる）、独占ライセンス契約（ライセンシーのみが使用できる権利で中国語記載は「独占許可」日本法の専用実施権に近い）、排他的ライセンス契約（ライセンサーと各ライセンシーが使用できる権利で、中国語表記は「排他許可」）、相互ライセンス契約（特許権を有する者同士が相互に相手方に特許の実施を許諾する契約、クロスライセンス契約に相当する。中国記載は「交叉許可」）、再実施ライセンス（ライセンシーが更に第三者に実施許諾するサブライセンス契約で、中国語表記で「分許可」）の五つの種類に分類されている。このような公開特許ライセンス情報から、中国における特許許諾契約の件数や内容の経時変化に関する情報の収集が可能になる。

図5はこのデータから得た中国の大学からのライセン

表1 中国専利実施許可合同備案

2008年「専利実施許可合同備案」の公開部分記載例							
特許番号	発明の名称	ライセンサー	ライセンシー	契約の登録番号	登録時間	ライセンス契約の種類	契約の変更
○○○○○○○	餃子の製造方法	○○有限公司	△△有限公司	2008○○○○	2008-1-2	普通許可	

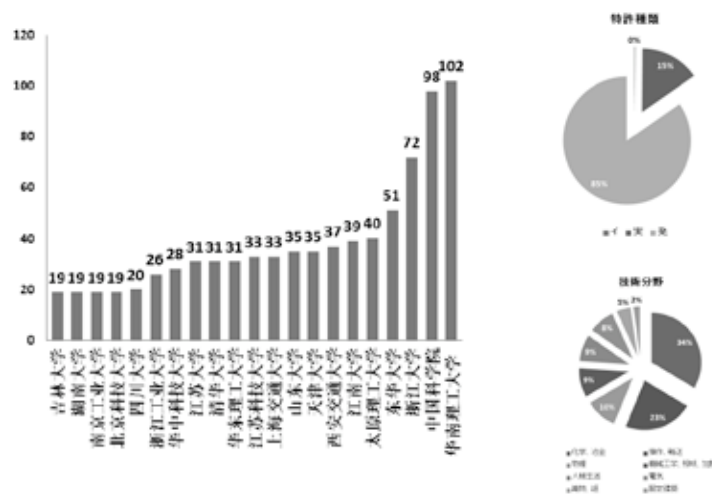


図5 中国大学からの特許ライセンス

ス契約の件数（2009年に登録のあったもの）である。各大学のライセンス実績や、どの分野でライセンス実績があるのかについてこの分析から推定することができる。中国の大学では、特許出願が研究費の要件になっていることから、不必要な特許も出願される傾向が強い。このため特許出願数のみを見ても、実際に企業へライセンスできるような特許技術であるかどうかを判断することはむづかしいが、ライセンス実績は大学の産学連携機能をより正確に反映している可能性が高い。さらにこの専利実施許可合同備案に記載されている情報をもとにして、外資系企業を含むどのような企業とどの大学の研究室が連携しているのかといった情報も一定程度推定できる。

## 4 新興国における知財訴訟リスクに関する知財情報の分析

中国では特許等の出願の激増に伴い、知的財産権に関わる訴訟の件数も増大している。2010年においては、知財訴訟全体で40000件を超える民事事件が審決されており、専利だけでも5785件にのぼる。このような訴訟の増加に伴い、先述のシュナイダー事件のように外資系企業が巻き込まれる事件も散見されるようになったことから、中国における知財訴訟リスクをいかにして

減じるかが、中国への進出企業の課題の一つとなっている。

中国の特許出願人には法人ではなく個人によるものが相当数含まれているため、訴訟になった場合、所謂非実施事業者であると推定されることから、米国におけるパテントトロールのような問題が生じる可能性を懸念する向きもある。実際に、ライセンス契約の当事者を見ても、先述した中国の専利実施許可合同備案をもとに2008年時点でのライセンサーとライセンシーの属性を分類すると、図6のようになり、個人のライセンサーが極めて多い。

しかし個人から企業へのライセンスのケースについて、該当する特許権を調査して発明者個人とライセンシー企業との関係を調べると、ライセンサーが企業経営者と同一人物であることが多いことがわかる。これはつまり、企業経営者がもともと個人帰属にしていた権利を会社に移転したケース、知財つきで発明者が企業に参加したケース（知財つきで企業が他の企業に吸収されるケースも含む）のいずれかであるとみられることから、所謂個人発明家とは異なるプロフィールの出願人であることが判断される。このような分析から、当該権利者の特許に関する訴訟リスクを判断するうえで有益な情報を得ることができる。

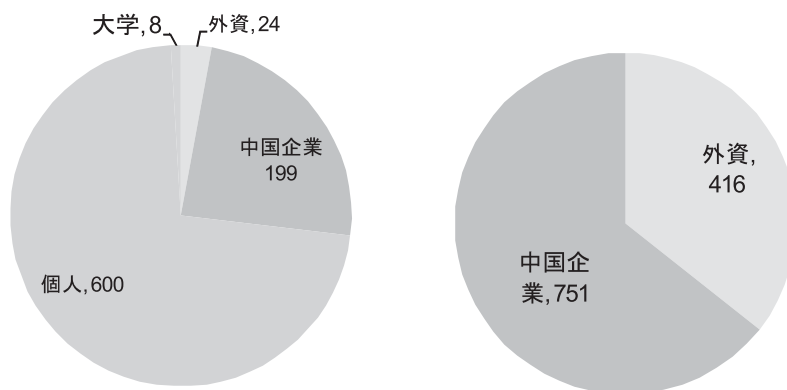


図6 中国ライセンス契約の当事者属性

## 5 おわりに

新興国においても知財関連のデータを複数組み合わせたりすることで最大限活用することで、本稿に述べたような様々な事業戦略に関わる知財情報を得ることができる。

本稿では中国の事例について中心に解説したが、最近ではインドをはじめとして、その他の新興国の知財情報も重要性が増している。このような新興国の知財情報については、その重要性に鑑み、特許庁によって、新興国等知財情報データバンク (<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/>) が整備されつつある。このデータベースの利用も大いに期待される。